

(質問第六十七号) 昭和二十一年九月二十五日配付

米價に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十一年九月二十三日

板野勝次

參議院議長 松平恒雄殿

米價に関する質問主意書

一、本年度産米價格の決定についても二十一年度産米のそれと同様にパリティ計算による算出金額を基準とするか否か。

二、然りとすれば、その計算の方法および内容は如何なるものであるか。

三、先般來既に実施中の新物價体系の一環として、農產物價格が昭和九年乃至十一年平均價格の四十八倍を基準として決定されるとき、米價のパリティ計算の内容は如何なるものとなるか。

四、本年度産米價格が、石当り千五百円又は一千円に決定されるとすれば如何なるパリティ計算となるか。

右の四項に関して、計算要素として取り上げる品名、その各々の単位、その各々のウエイト、基準年度における各々の平均價格、新物價体系における各々の標準價格、現在(又は計算當時)における各々の價格指數及びこれらを基礎とする加重総平均の價格変動率等具体的の数字並に計算の経過を添附した詳細な内容を

報告されたい。

また二十一年度米價算定および現行麦、馬鈴薯の價格についても前項同様の内容を報告されたい。

右の諸点に關し、政府の文書による回答を求める。